

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第2回 新座市立学校通学区域審議会
開 催 日 時	令和4年8月31日(水) 午前 ・午後2時00分から 午前 ・午後3時00分まで
開 催 場 所	新座市役所 本庁舎 3階 303・304会議室
出 席 委 員	新座市PTA・保護者会連合会代表 飛田 佳子 新座市PTA・保護者会連合会代表 森家 明味 新座市PTA・保護者会連合会代表 後藤 里織 新座市立小学校長会会長 金澤 勇一 新座市立中学校長会会長 森 聖 新座市立小学校会代表 坂口 智 新座市立小学校会代表 影山 葉子 新座市立中学校長会代表 伊藤 進 新座市町内会連合会会長副会長 本間 健悦 新座市町内会連合理事 佐原 範久 新座市町内会連合理事 久米 裕子 ふれあい地域連絡協議会代表 山崎 正明 ふれあい地域連絡協議会代表 関根 由美子 ふれあい地域連絡協議会代表 加藤 文保 学校教育部長 小関 直
事 務 局 職 員	学務課長 河村 雅博 同課副課長兼人事・学事係長 新井 崇子 同課主査 永井 美由紀 同課主事 鈴木 健太 同課主事 佐藤 玲菜
会 議 内 容	1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 (1) 委員の交代について (2) 通学区課題点の検討について (3) その他 4 閉会

<p>会 議 資 料</p>	<p>次第 令和4年度新座市立学校通学区域審議会委員名簿</p>
	<p>資料1 事業概要 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
	<p>資料2 これまでの検討・審議経過等について 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
	<p>資料3 令和4年度在籍児童生徒数(令和4年5月1日現在確定数)</p>
	<p>資料4 令和4年度児童・生徒推計表(令和4年5月1日現在) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
	<p>資料5 大和田小学校及び第二中学校児童生徒数の将来推計値 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>
	<p>資料6 開発行為等一覧(建築物の用途が住宅に係るもの) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生</p>

	<p>じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>資料7 学区図(現行)</p> <p>資料8 学区図(通学区域再編成(案))</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>資料9 令和3年度児童・生徒推計表(令和3年5月1日現在)</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>資料10 通学区域再編成(案)の児童・生徒推計表(令和3年5月1日現在)</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>資料11 通学区域再編成(案)の丁目別児童生徒数(令和3年5月1日現在)</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>新座市立学校通学区域審議会条例 追加資料1 第一回会議経過等について</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、</p>
--	---

	<p>検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>追加資料2 開発行為一覧</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p> <p>追加資料3 委員からの質疑について</p> <p>市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(情報公開条例第7条第3号に該当)、公表しない。</p>												
公開・非公開の別	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</td> <td style="padding: 2px;">公開</td> <td style="padding: 2px;">2</td> <td style="padding: 2px;">一部公開</td> <td style="padding: 2px;">3</td> <td style="padding: 2px;">非公開</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center; padding: 2px;">(傍聴者 0人)</td> </tr> </table>	1	公開	2	一部公開	3	非公開	(傍聴者 0人)					
1	公開	2	一部公開	3	非公開								
(傍聴者 0人)													
その他の 必要事項	特になし												
審議の内容													
<p>1 開会(事務局)</p> <p>2 あいさつ(学校教育部長)</p> <p>3 議事</p> <p>【委員の交代について】</p> <p>事務局より、申出に基づき解嘱となった渡部由美委員に代わり、新たに委嘱することとなった新座市PTA・保護者会連合会代表として後藤里織委員について紹介した。</p> <p>【通学区課題点の検討について】</p> <p>事務局より資料説明</p> <p>通学区の再編成だが、第一回で議論したとおり、現在第二中学校の生徒数がひっ迫しているため、その状況を改善する必要がある。</p> <p>開発の状況については、追加資料のとおり、新たに建築物の用途が専用住宅や共同住宅など、児童生徒数に関わる3件が追加申請されており報告申し上げる。申請済みの開発行為について、大型の開発行為としては、令和元年11月に東北小学校・第二中学校の学区域に共同住宅・店舗149戸の届出を始めとし、令和3年9月に共同住宅135戸、令和4年4月に共同住宅91戸の開発</p>													

行為が届出済となっている。

また、第一回の会議後、事務局に寄せられた質問は以下のとおりである。

※質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

学区変更後の兄弟間の対応について

過去の事例を参照し、今後どのような対応が可能か審議会においてお諮りしていく。

平成18年7月改正の際の対応（野火止5丁目1番及び2番のうち国道254号、主要地方道さいたま・東村山線、市道第11-01号線及び市道第11-30号線によって囲まれた区域並びに2番15号から28号まで）※タナボール跡地付近

①大和田小→野火止小学区へ ②第二中→新座中へ 一部改正した際の対応)

(1) 既に学区変更区域内で大和田小・第二中に通っている場合（既得権）

①卒業まで通学可能

②これから入学する場合で兄や姉が大和田小・第二中学校に在籍している場合

【大和田小】

i 兄や姉が卒業するまで大和田小に通学可能（希望により当初から学区変更後の野火止小に転学も可能）

ii 兄や姉の卒業した後は、大和田小を卒業するまで通学可能（希望により学区変更後の野火止小に転学も可能）

【第二中】

中学校は就学期間が3年間と短いため、原則新座中とするが、相談に応じる。

(2) 大和田小・第二中学区内から学区変更区域内に転居した場合

①小5・6年に在学している場合→卒業まで

②小1～4年に在学している場合→学年末まで

③中学2・3年に在学している場合→卒業まで

④中学1年に在学している場合→学年末まで

(3) 他市町村並びに大和田小・第二中学区外から学区変更区域内に転居した場合

①小学生の場合→野火止小へ通学

②中学生の場合→新座中へ通学

ただし、タナボール跡地マンション建設（平成19年3月入居エクセレントスクエア スイートマークマンション）の中学校区については原則新座中とするが保護者申出により指定校変更により第二中へ通学可能。

(4) その他 事由により大和田小・第二中への就学を希望する場合
保護者の申請を基に教育委員会で決定する。

学区外希望の可否について

指定校変更及び区域外就学の取扱いに関する基準に基づき、保護者からの申請に対して教育委員会で決定する。

大和田小学校は規模適正化の対象校となっており、新入学・転入学の際、隣接する学区の学校を希望する場合において、通学に支障のない場合は指定校変更が認められる。

会長

平成18年度の対応事例について御説明申し上げた。今回の再編に当たっても一定期間の時間を設けて説明と理解の上に御納得をいただく必要があると考えている。円滑な移行手続きを取っていく必要がある。

また、開発行為による第二中学校の人数増加が見込まれる中、学区編制は今手を打たなくてはならない喫緊の課題であると認識している。

こうした状況の元、御意見があればお伺いしたい。

※質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

会長

学校的に一つの小学校から二つの中学校に分かれて進学するということについてどう考えているか。

※質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

会長

この件について他に御意見はあるか。

多くの御意見を賜った上で、方向性を決定していきたい。

特に御意見が出ないようであるので、意見集約をさせていただく。

※質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

その他に御意見・御質問はあるか。

※質疑中の通学区域の再編成に関する詳細な記述については、市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（情報公開条例第7条第3号に該当）、公表しない。

次回、事務局にあっては（学区編制の）手順、ここは変えられないなどの核心となる部分をお示しする資料作りをお願いします。

他に御意見はあるか。

会長

他に御質問がなければ以上で審議は終了となるので、議事を事務局に戻す。

【その他】

事務局

次回の会議日程の調整

第三回について11月10日午前開催

4 閉会（事務局）